

議案第76号

三田市休日応急診療センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市休日応急診療センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成28年11月28日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市休日応急診療センター条例の一部を改正する条例

三田市休日応急診療センター条例（平成21年三田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「12円」を「10円」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。